

事業目的・内容・方法	
運営体制	総合相談支援業務
<p>高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい尊厳ある暮らしを継続するため、介護予防から状態変化に応じた支援調整、様々な関係機関との連携等、地域包括ケアの推進に基づく公正中立な事業運営を行います。</p> <p>(1)関係法令や条例、要綱・要領に基づいた運営を行うと共に、本運営に関する事項に基づく事業計画を着実に実施します。</p> <p>(2)地域包括支援センター（以下「センター」という。）には3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を配置し、その専門性を活かしたチームアプローチを実践することで、相談支援や地域課題に対応します。</p> <p>(3)担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切な運営を行うために、地域で行われる活動を通じ、地域住民や関係機関のご意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題の把握と解決に向けた支援に積極的に取り組みます。</p> <p>(4)隔月に広報誌（支援センターだより）発行やホームページ、研修会等を通じ地域包括支援センターの内容について周知をはかります。</p> <p>(5)法令に基づく迅速かつ誠実な苦情処理と業務反映を実施します。苦情内容については報告書を作成しセンター内で情報を共有するとともに再発防止に努めます。</p> <p>(6)市や他のセンター間との情報共有、定期的な連絡会への参加を通じ、連携をはかるとともに課題に対する取り組みの検討を行います。</p>	<p>高齢者本人やその家族、介護者等からの様々な悩み事や介護に関する相談、福祉サービスの紹介等、総合相談窓口としての機能充実をはかります。</p> <p>(1) 総合相談業務 初期段階での相談対応 継続的、専門的な相談支援 3職種での緊急性、対応方法の判断 時間外、休日には転送電話を利用し相談対応</p> <p>(2) 実態把握業務 独居、高齢世帯宅への戸別訪問、近隣住民や民生委員等からの情報収集をもとに、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行います。</p> <p>(3) 相談協力員研修業務 味真野地区、北日野地区、北新庄地区の民生委員、児童委員等、相談業務に関わる方を対象とした研修会を年1回実施します。</p> <p>(4) 地域包括支援ネットワーク構築業務 介護サービス事業者、医療機関、民生委員等様々な関係者や機関とのネットワーク構築をはかるとともに、地域資源やニーズの把握につとめます。</p>

事業目的・内容・方法	
権利擁護業務	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
<p>高齢者が地域において尊厳のある暮らしを維持し、高齢者本人の権利を守ることができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。</p> <p>(1) 高齢者虐待への対応</p> <p>虐待が疑われるケースが発生した場合、市に速やかに報告するとともに、適切な連携のもと、高齢者虐待防止法に基づく次の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談、通報、届け出の受付 ・関係機関からの情報収集 ・事実確認、訪問調査 ・市が実施するコア会議での対応方針に沿った対応の実施 <p>また虐待を防止するために、対応ケースは包括支援センター内での共有、振り返りを行い担当職員以外も含めたアセスメント能力の向上に努めると同時に虐待の早期発見や通報義務についての啓発活動に努めます。</p> <p>(2) 消費者被害防止と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の未然防止、予防啓発 ・消費者センター、民生委員、介護支援専門員等関係機関との連携 ・消費者被害の情報収集、相談支援 <p>(3) 困難事例への対応</p> <p>困難事例を把握した場合は、センター内に配置されている3職種が事例を共有、協議するとともに、専門機関（市、医療機関等）との連携のもと適切な支援を行います。</p> <p>(4) 成年後見制度の活用促進</p> <p>成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者本人や親族等に対し、制度利用の説明や申し立てにあたっての関係機関の紹介等の支援を行います。</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい暮らしが継続できるよう、地域における関係機関や多職種との連携体制の構築、介護支援専門員に対する支援等を行います。</p> <p>(1) 介護支援専門員等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員への個別相談 ・研修会等への支援 <p>(2) 包括的、継続的なケア体制の構築</p> <p>圏域内の主任ケアマネジャーや、関係機関との連携体制を構築し、包括的・継続的ケアマネジメントに必要な要素や介護支援専門員のニーズ等の把握につとめます。</p>

事業目的・内容・方法	
介護予防関連業務	在宅医療・介護連携推進業務
<p>(1) 指定介護予防支援事業</p> <p>介護保険の給付の対象となる事業対象者や要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、ケアマネジメント業務や給付管理を実施します。必要に応じ、国保連合会や保険者である市と連携し業務にあたります。</p> <p>介護予防支援・総合事業のプランについては、心身の状況やその方が置かれている環境をもとに、自立支援に資する計画になっているか、サービスの根拠が明確で適正であるか、ケアプラン点検等を通じ確認し、必要な支援及び調整を行います。</p> <p>(2) 一般介護予防事業</p> <p>すべての第1号被保険者を対象に、健康に対する意識を高め、介護が必要な状態に陥ることを防ぐため、次の事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防把握事業 総合事業対象者把握 ・介護予防普及啓発事業 センター独自の日より いきいきふれあいのつどい事業計画会 ・地域介護予防活動支援事業 いきいきふれあいのつどい事業 いきいきふれあいのつどい指導員業務 フレイル予防などの健康教育、健康相談 圏域ごとの特徴を踏まえた教室等の企画、展開 	<p>在宅医療と介護が一体的に提供されることで、高齢者が住み慣れた地域で、人生の最期までその人らしい暮らしを続けることができるよう、医師や薬剤師、医療ソーシャルワーカーや看護師、ケアマネジャー等、多職種との連携をはかり支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護関係者の情報共有の支援 ・在宅医療、介護連携に関する相談支援 ・地域住民への普及啓発 ・市、関係機関との連携

事業目的・内容・方法	
生活支援体制推進業務	認知症総合支援業務
<p>地域の高齢者が安心して生活できるよう、地域住民や地域に設置された協議体（生活支援コーディネーター）等との定期的な情報共有や会議への参加等により、地域の実情の把握につとめます。</p>	<p>認知症の方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の方本人や介護者の視点を尊重した取り組みを推進します。</p> <p>認知症は誰もが発症する可能性のある病気であり認知症の方への対応方法について、地域の方々の理解や支援が得られるよう支援します。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 認知症の正しい理解についての普及啓発<ul style="list-style-type: none">・認知症サポーター養成講座の実施(2) 認知症の人にやさしい地域づくり<ul style="list-style-type: none">・認知症地域支援推進員配置、活動(3) 早期発見、早期対応の推進<ul style="list-style-type: none">・認知症初期集中支援チームの利用促進・定年齢認知症健診結果による受診勧奨(4) 本人、家族介護者等への支援体制の充実<ul style="list-style-type: none">・相談支援体制の整備・関係機関とのネットワークの構築・家族介護者交流事業等、当事者や家族介護者を含む居場所づくり

事業目的・内容・方法	
地域ケア会議の実施	多職種協働による地域包括支援ネットワーク
<p>高齢者の心身の状態に応じ、自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントが実施されるよう、地域の中の多様な関係者のネットワークのもと個別ケースの支援の検討を実施します。</p> <p>会議開催にあたっては、地域の関係者やコーディネーター医、サービス事業者、専門職等と協議を行い、地域の高齢者が抱える課題や必要とされる地域資源についての把握につとめます。</p>	<p>様々な関係機関や多職種等と協力し、地域の様々な社会的資源が連携することで、包括的支援事業が効果的に実施されるよう、ネットワークの構築のための支援を行います。</p>